

洞爺湖町国民健康保険運営協議会
会長 依 田 信 之 様

洞爺湖町長 下 道 英 明



洞爺湖町国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記事項について諮問
します。

記

1 諮問事項

洞爺湖町国民健康保険税の税率等の改正について

2 諮問内容

(1) 保険税率等を次のとおり改める。

① 基礎賦課額

所得割額（率）	改正なし
資産割額（率）	23.4%を11.7%に改正する。
均等割額	23,000円を23,700円に改正する。
平等割額	25,000円を25,400円に改正する。

② 後期高齢者支援金等賦課額

所得割額（率）	2%を2.06%に改正する。
資産割額（率）	9%を4.5%に改正する。
均等割額	7,000円を7,400円に改正する。
平等割額	6,000円を6,500円に改正する。

③ 介護納付金賦課額

所得割額（率）	1.1%を1.29%に改正する。
資産割額（率）	4.9%を2.5%に改正する。
均等割額	4,500円を5,500円に改正する。
平等割額	4,500円を5,000円に改正する。

3 改正理由

国民健康保険につきましては、制度を持続可能なものとし、安定的に運営していくために、一般会計からの赤字補てんの繰入れを解消し、国民健康保険財政の健全化を図る必要があります。

令和5年度決算においても、赤字補てんの繰入れが解消されておりません。

また、国保改革により平成30年度から国保財政運営が北海道となり令和12年度に向け、加入者負担を公平化するため保険税水準を統一することとなっております。

さらには、令和9年度までに保険税賦課方式を4方式から3方式（資産割の廃止）にすることが求められております。

このことから、令和7年度から国民健康保険税の税率等について、改正をお願いするものです。税率等の改正は国保加入者の負担増となることから、急激な保険税率上昇を抑制するため、段階的な税率改正を実施していくこととしております。